

香川大学総合情報基盤センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学総合情報基盤センター規則第13条の規定に基づき、香川大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 センターを利用することのできる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 香川大学（以下「本学」という。）の職員
- (2) 指導教官が必要と認める本学の学生
- (3) その他センター長が適当と認める者

(利用の申込)

第3条 センターを利用しようとする者は、利用課題ごとに所定の事項を記入したセンター利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 情報処理教育のためにセンターを利用しようとする場合は、センター教育利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 センター長は、前各項の承認をしたときは、課題番号を付して申請者に通知するものとする。

4 前項の課題番号の有効期限は1年以内とし、当該年度を超えることができない。

第4条 センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、登録申請書に記載した事項について変更が生じた場合は、改めて前条の規定に基づき、承認を受けなければならない。

(利用時間等)

第5条 センターを利用することのできない日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日まで
- (4) その他センター長が必要と認めた日

2 センターの利用時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。

3 前項に規定する時間外にセンターを利用しようとする者は、あらかじめ所定のセンター時間外利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、センター長が別に定める時間外の利用については、この限りではない。

(不正使用の禁止)

第6条 利用者は、自己の課題番号を他の者に使用させてはならない。

(経費の負担)

第7条 利用者は、当該利用に係る必要な経費を、別に定めるところにより、負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めたときは、利用に係る経費を免除することができる。

(成果の公表)

第8条 利用者は、センターを利用して行った研究の成果を、論文等により公表するときは、センターを利用した旨を明記し、所定の用紙に論文名及び誌名を記載の上センター長に提出するものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は重大な過失によ

り、その使用に係る物品を損傷したときは、その損害を弁償する責めを負わなければならない。

(利用の取り消し等)

第10条 利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じせしめたときは、センター長はその利用の承認を取り消し、又はその利用を停止すること

ができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。